

第20回三川町農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和6年4月26日(金) 午後3時30分

2. 総会の場所 三川町役場 議場

3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

2番 大川里美 委員 3番 志田敏朗 委員 5番 五十嵐晃樹 委員
6番 齋藤俊介 委員 7番 石栗聡 委員 8番 齋藤学 委員
9番 齋藤茂 委員 10番 庄司正廣 委員

農地利用最適化推進委員

大沼隆一 推進委員 松田潤 推進委員 菅原義弘 推進委員

4. 総会に欠席した農業委員は、次のとおりである。

1番 黒田暢 委員 4番 恩田明雄 委員

5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
第2 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
第3 報告第3号 農地中間管理事業に関する権利の移転について(借受人変更)
第4 報告第4号 許可を要しない農地の転用について
第5 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第7 議案第50号 農用地利用集積計画の決定について

6. 議長 三川町農業委員会 会長 庄司正廣

7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会 事務局 局長 須藤輝一
事務局 局長補佐 渋谷淳
総務係 係長 渡部涼子
会計年度職員 高橋加奈

- 議 長 　　ただ今より、第20回三川町農業委員会総会を開会いたします。
(15:30)
- 総会の日程は、事前送付のあった総会資料に記載のとおりです。
次に、議事録署名委員の選出についてお諮りします。
時間の関係上、議長から指名することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 異議なしと認めます。
したがって、3番 志田 敏朗 委員、8番 齋藤 学 委員の2名を指名いたします。
- これより、報告並びに議案の審議に入ります。
それでは、日程第1 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」から日程第4 報告第4号「許可を要しない農地の転用について」までの報告を求めます。
事務局、説明願います。
- 渡部総務係長 (説明) ≪ 報告第1号 ≫
(説明) ≪ 報告第2号 ≫
(説明) ≪ 報告第3号 ≫
(説明) ≪ 報告第4号 ≫
- 議 長 　　以上で日程第1から日程第4までの報告を終わります。
次に、日程第5 議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、審議します。
事務局からの説明を求めます。
- 渡部総務係長 (説明) ≪ 議案第48号 ≫
- 議 長 　　これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
7番 石栗 聡 委員
- 7 番 　　借受人についての情報をもう少しお聞きしたいのですが、何かご存じであればお願いします。
- 渋谷事務局長補佐 　　本日開催された農政主要事業審査会の情報では、メロン農家の****さんの親族であり、そこでメロン作りを学んでいて、今回借りる予定の農地の上にハウスを建て、アンデスメロンを作りたい旨の申し出がありました。また、計画書の中では、露地栽培のアンデスメロンや庄内柿の栽培についても記載がありました。
- 7 番 　　ありがとうございました。
- 議 長 　　他にご意見ございませんか。
8番 齋藤 学 委員
- 8 番 　　借受人についてですが、この方に息子さんがいたと思います。申請は****さんになっていますが、息子さんでの申請はなかったのでしょうか、息子さんはたしか****に通われていて、補助金の関係で土地など必要だと思うのですがそのような情報はありますか。

渡部総務係長 息子さんも農家を目指していることは存じておりますが、今回の申請は*
***さん名義の申請であります。

8 番 分かりました。
議長 他にご意見ございませんか、意見が無いようですので、以上で質疑を終了
します。これから採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定するこ
とに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決され
ました。

次に、日程第6 議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請に対
する意見について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長 (説明) << 議案第49号 >>

議長 本案件については転用でありますので、過日実査しております。実査委員
長より報告を求めます。

3番 志田 敏朗 委員、登壇願います

3番 志田です。4月10日実査委員会を開催し、互選により委員長になり
ました。実査委員は庄司会長、黒田委員と私の3人で、事務局渡部総務係長、
企画調整課職員2名と共に現地確認いたしました。

本件は、先に事務局より説明のとおり、****が****の造成を行う
ための転用申請です。

被害防除計画書の内容を主として現地を見てきましたが、特に排水につい
ては、造成面積が****と広く、水路の機能維持の有無や雨水の排水路へ
の過剰な流入などが想定されます。その点について、水路を新設し、調整池を
2か所設けるとのことでした。その調整池をオーバーフローしながら下流に
影響がないように排水するという事です。これにより被害を最小限に抑え
る計画であることを確認しました。次に、造成地の法面はコンクリートで保
護し土砂の流出を防ぐことですが、除草等の維持管理についても徹底するこ
とを確認しました。また、近接する農地への日照の影響につきましましては、「耕
作地との距離を十分確保し、建築基準法に基づき建築する」とされておしま
す。****ですでに営業している会社について、夜間の照明灯の向きによ
り作物に多大なる影響があったと聞いております。今回もそのようなことを
十分配慮してもらい、建設に関しては、各種法令を遵守することはもとより、
農作物に与える影響を十分考慮した建築や付属設備の設置をするよう、**
**に徹底する呼びかけをしていただきたいと思います。申し入れたところです。

地元の生産組合、****よりも同意を得ているとのことですので、われ
われ実査委員としては「許可相当」と判断いたしました。

以上です。

議長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

- 7 番 7 番 石栗 聡 委員
調整池を2か所設置している点につきまして、豪雨の際にはオーバーフローで対処するとのことでしたが、この池に電動揚水機等の設置予定はないのですか。ここはたしか、低い場所だったかと思えます。影響はないのでしょうか。
- 会 長 調整池には、直径20センチメートルのパイプがあり、そのパイプからしか流れないように施工にしてあるそうです。
- 7 番 わかりました。
議 長 他にございませんか。
- 5 番 5 番 五十嵐 晃樹 委員
この農地は****で耕作していた所でした。所有者にはお金が行くわけです。耕作者には何の利益もない、ただ****の収入が減るだけで、****は大反対でしたが、****ということで、渋々受け入れたところです。****にも耕作者に何か支援できることはないかといつも聞いていますが、何もできないという説明でした。農業委員会の方でもこれはないだろうということで何か意見できるような事があるでしょうか。そこをお聞きしたい。
- 須藤事務局長 ****が回答したとおり、基本的には土地所有者のみに対する補償となります。耕作者と土地所有者の関係につきましては、あくまで双方の関係であるということですので、その意味では補償の話につきましては、双方間での話し合いになるべきであろうと考えます。ただ、お気持ちとして農業委員会としましても、当然担い手に対する集積を進めているわけですので、耕作者が不利益になることについては、今後関係機関に対して必要な補償をすべきではないかと申し入れをして参りたいと考えております。
- 5 番 ****の方では****する時に何かしらの対応をすると聞こえてきています。それを****の方にも話しました。今後、詳細な話があった時は教えてください。
- 議 長 暫時休憩します。

(15:56)

再開します。

(16:00)

他にございませんか。意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。

本案については、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成6名、反対1名)

挙手6名、反対1名であります。挙手6名であり、したがって、本案については「許可相当」といたします。

次に、日程第7 議案第50号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。初めに利用権の設定にかかる番号1から6について審議します。

事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長
議 長

(説明) ≪ 議案第50号 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号1から6について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号1から6については、原案のとおり可決されました。

次に、農地中間管理事業にかかる議案について審議します。初めに番号7と8について審議します。

この2件については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、6番 齋藤 俊介 委員の退席を求めます。

(6番 齋藤 俊介 委員 退席)

(16:04)

事務局からの説明を求めます。

渋谷事務局長補佐
議 長

(説明) ≪ 議案第50号 番号7、8 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。

本案の番号7と8については原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成6名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号7と8については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(16:06)

(6番 齋藤 俊介 委員 着席)

(16:06)

再開します。

(16:06)

次に番号9から52について審議します。

事務局からの説明を求めます。

渋谷事務局長補佐
議 長

(説明) ≪ 議案第50号 番号9から52 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号9から52については原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号9から52については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(16 : 11)

再開します。

(16 : 12)

以上をもちまして、第20回三川町農業委員会総会を閉会します。

(16 : 12)

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議 長

議事録署名委員 3 番

議事録署名委員 8 番